

スギホールディングス株式会社と 「災害時における生活必需物資の供給協力に 関する協定」を締結しました



消費者行政センターキャラクター
「てるみ〜にゃ」

川崎市とスギホールディングス株式会社（愛知県大府市）は、令和 8 年 7 月 2 3 日（木）に、「災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定」を締結しました。これにより、災害時にスギホールディングス株式会社から本市に対し、食料品、日用品及び衛生用品等の運搬・供給支援をいただけることになりました。これまでも本市では、災害時における物資の供給体制を確立し、市民生活の安定を図ることを目的として、事業者等と災害時における生活必需物資等の供給協力に関する協定を締結しております。

本協定の締結により、川崎市は災害時における物資供給体制の一層の強化を図ります。

1 協定の概要

(1) 協定の名称

災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定（詳細は別紙のとおり）

(2) 協定の内容

地震、風水害その他による災害が川崎市内に発生し、又は発生のおそれがある場合に、スギホールディングス株式会社は川崎市からの要請に基づき、市民の生活安定を図るため、食料品、日用品及び衛生用品等を避難所等に運搬・供給することについて支援を行います。

(3) 協定締結日

令和 8 年 7 月 2 3 日

2 協定締結先事業者概要

(1) 会 社 名 スギホールディングス株式会社

(2) 設 立 昭和 5 7 年 3 月 スギ薬局として設立 平成 2 0 年 9 月 スギホールディングス株式会社に商号変更

(3) 所 在 地 愛知県大府市横根町新江 6 2 番地 1

(4) 代 表 者 代表取締役社長 杉浦 克典（すぎうら かつのり）

(5) 事 業 内 容 スギ薬局を中心として関東・中部・関西エリアでドラッグストア・調剤薬局を展開

問合せ先

川崎市経済労働局産業政策部
消費者行政センター 乃万（のま）
電話 0 4 4 - 2 0 0 - 2 2 6 1
内線 5 4 8 0 0

災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害その他による災害が川崎市内に発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、川崎市（以下「甲」という。）とスギホールディングス株式会社（以下「乙」という。）が相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、生活必需物資の供給協力に関する事項について定めたものとする。

(協力事項の発動及び要請)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が川崎市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

2 災害時において甲が生活必需物資を必要とするときは、甲は乙に対し物資の供給について協力を要請することができる。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障のない可能な範囲において、物資の供給及び運搬に対する協力等に努めるものとする。

2 供給協力品目は、別表1に掲げる物資及びその他甲が指定する物資のうち乙が保有する物資とする。

(要請手続)

第4条 甲の乙に対する要請手続は、「災害緊急物資要請書」をもって行うものとする。

ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲から乙への要請等の経路は、別表2のとおりとする。

(運搬)

第5条 生活必需物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

(費用)

第6条 第3条及び第5条の規定により乙が供給した物資の対価及び乙並びに乙の指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、物資の引渡しを受けた後、乙の請求書に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

(物資の引渡し)

第7条 物資の引渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲の職員が物資の品目、数量等を確認の上、引取るものとする。

(災害時における情報提供)

第8条 甲及び乙は、災害発生後、速やかに連絡をとるよう努めるものとし、また、被災状況等について、相互に情報提供を行うよう努めるものとする。

(生活必需物資の安定供給)

第9条 乙は災害時にその店舗等の施設及び機能を活用し、生活必需物資の高騰等の防止を図り市民生活に寄与するよう、市民に対する生活必需物資の安定供給に努力し、甲は

それに協力するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に通知するものとする。

(保有数量の報告)

第11条 乙は、毎年4月1日現在の物資の保有数量を、甲に報告するものとする。

(協議)

第12条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項についてはその都度、甲乙協議するものとする。

(期間)

第13条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙からの申し出がない限り継続するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

令和 8 年 7 月 23 日

甲 川 崎 市

川 崎 市 長 福田 紀彦 印

乙 愛知県大府市横根町新江62番地1

スギホールディング株式会社

代表取締役社長 杉浦 克典 印

別表 1（第 3 条第 2 項関係）

種 類	物 資 名
食料品等	水、飲料（缶ジュース等）、粉ミルク、液体ミルク、カップ麺、レトルト食品、菓子パン、缶詰め等
日用品等	生理用品、カセットガスボンベ、紙コップ・紙皿、毛布、タオル、懐中電灯、乾電池、トイレットペーパー、濡れティッシュ、紙おむつ（子供用、大人用）、歯ブラシ、歯磨き粉、ゴミ袋、洗剤、石鹼、使い捨てカイロ等
衛生用品等	手指消毒剤、マスク、救急絆創膏等

品目は、上記のほか、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。